

医療費自己負担と高齢者の所得

客員主任研究員(京都大学教授) 宇南山 卓

2025 年 10 月から、後期高齢者医療制度における自己負担を抑える「配慮措置」が終了し、一定以上の所得がある高齢者の医療費窓口負担が2割に引き上げられた。すでに3割負担となっている「現役並み所得者」と合わせると、自己負担率が2割以上となる後期高齢者は全体の約3割に達する。医療費の膨張を抑え、若年世代との負担の公平性を確保するという意味では、遅ればせながらも重要な一歩といえるだろう。

しかし、今回の制度変更においても、自己負担割合の線引きが「所得」、とりわけ「課税所得」を基準としている点には大きな課題が残る。近年の政策全般においても、所得を基準に対象を決める手法が主流となっている。高所得者に恩恵が及ぶ政策は敬遠され、限られた財源を低所得層に集中させるという方向性は一見合理的に見えるが、現代の日本において本当に適切な基準といえるのかは疑問である。

そもそも、課税所得はライフステージによって大きく変化する。若年期は給与が低く、中年期に増加し、退職とともに減少するのが一般的なパターンだ。そのため、高齢期の低所得は必ずしも経済的な脆弱性を意味しない。生涯を通じて十分な資産を形成していても、年金収入だけを見ると低所得と分類されてしまう可能性がある。この点で、課税所得はその人の「経済力」や「支払い能力」を適切に反映しているとはいいがたい。

こうした問題は、住民税非課税世帯を対象とした給付政策で表面化し、現在では広く認識されている。コロナ禍以降、複数回にわたって給付金が支給されたが、その大半は「非課税世帯」という名目で、実質的には高齢者世帯に分配された。非正規雇用で低賃金に苦しむ若年労働者が対象から漏れるケースが多く、政策の妥当性に疑問が呈された。また、海外所得が捕捉されにくい現行制度では、実際には十分な所得があっても「非課税世帯」として扱われる外国人世帯が存在することも問題である。

今回の後期高齢者医療制度の見直しは高齢者のみを対象とするため、分類上の不公平は小さいように見えるかもしれない。しかし、課税所得という指標に依拠する限り、根本的な問題は解消されない。たとえば、遺族年金は非課税であり、高額な遺族年金を受け取っていても負担判定上は「ゼロ」と扱われる。また、日本では利子や配当などの金融所得の多くが分離課税

であり、相当な財産所得があっても課税所得に反映されにくい。さらに、年金が少ないために働かざるを得ない高齢者は、所得控除の観点ではむしろ不利になり、同等の収入でも「所得が高い」とみなされる可能性があるなど、実態と逆の評価が生じかねない。

こうした現実を踏まえると、単に課税所得だけを基準にして負担を決めることは、制度の公平性という観点からも妥当性を欠く。再分配の原則として「経済力のある者がより多く負担する」という考え方自体には国民的な合意があるが、そもそもその「経済力」を正しく測れていなければ、制度は本来の目的を果たせない。

現役世代では、所得水準や健康状態に関わらず一律で3割負担が求められていることを考えると、高齢者だけが低負担となる根拠も薄い。その上で、高齢者の一部のみ課税所得を基準に選別し、細かな線引きを行うことは、制度を複雑にするだけで、公平性の向上にはほとんど寄与しないだろう。

人口構造が急速に変化し、医療制度の持続性が問われる時代においては、「誰がどれだけ負担すべきか」という原点に立ち返った制度改革が不可欠である。高齢者と若年世代の負担割合の見直しは政治的に困難な課題だが、高齢者間での再調整であれば、当事者の理解を得やすい可能性がある。

今後求められるのは、より包括的な経済力の指標を用いた制度設計である。たとえば、金融資産や不動産などの保有状況も把握して総合的に判断することが求められる。また、所得や年齢だけでなく、医療利用の実態や健康状態などを踏まえて負担割合を段階的に設定する仕組みも有効だろう。特に後期高齢者医療のように、医療行為の結果として所得獲得能力が回復する可能性が低い場合には、医療費負担の軽減ではなく、生活保護などのセーフティーネットの活用といった別の手段も選択肢となる。

所得だけに頼った単純な線引きから脱却し、真に公平で透明性の高い制度へと進化させることが、今後の政策に求められている。

本資料の内容や見解はすべて執筆者個人に属するものであり、株式会社日本政策投資銀行の見解を反映するものではありません。また当行は、掲載されている情報の正確性・確実性を保証するものではなく、本資料の利用に関して生じたいかなる損害について責任を負うものではありません。本資料は著作物であり、著作権法に基づき保護されています。本資料の全文または一部を転載・複製する際は、著作権者の許諾が必要ですので、当行までご連絡下さい。著作権法の定めに従い引用・転載・複製する際には、必ず、『出所：日本政策投資銀行』と明記して下さい。

<お問い合わせ先>

株式会社日本政策投資銀行 設備投資研究所

TEL:03-3244-1890 E-mail : sesomu@dbj.jp